

第11回 移動容器規格委員会 議事録

I. 日 時：平成21年10月20日（火）13：30～16：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第4会議室

III. 出席者（敬称略・順不同）

委員長：小川

副委員長：吉川

委員：石崎、石田、川原、菊池、北野、小泉、児玉、堀、藪田

KHK：鈴木(好)、竹花、磯村、稲村、小山田、草野、鳥越

陪席者：榊田（日産自動車株）、山本（トヨタ自動車株）、植木、松田（株ホンダ技術研究所）、福本（(財)日本自動車研究所）

IV. 議事次第

(1) 前回議事録(案)の確認・承認

(2) 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

(3) アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準の改正について

(4) 70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(仮称)の制定について

(5) その他

V. 配付資料

資料11-1 第10回移動容器規格委員会議事録（案）

資料11-2 容器等製造業者登録基準改正(案)

資料11-3-1 テクニカルレビューへの対応(案)

資料11-3-2 パブリックコメントへの対応(案)

参考資料1 テクニカルレビューでの意見

参考資料2 70MPa圧縮水素自動車燃料装置用容器の基準(コメント対応後版)

VI. 議事概要

1. 事務局挨拶等

開会挨拶の後、事務局が以下の紹介等を行った。

- ① 欠席委員（阿部委員、大谷委員、農頭委員、宮崎委員）の報告
- ② 本日の委員会は陪席者5名が参加
- ③ 11名の出席があり、規格委員会規程に定める定足数を満足し、委員会は成立

2. 前回議事の確認

事務局が、資料11-1に基づき「第10回移動容器規格委員会議事録（案）」を通読した後、当該議事録（案）の採決を実施した。出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

3. 容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）の改正について

事務局が、資料11-2に基づき「容器等製造業者登録基準（KHKS 0102）改正案」を説明した。質疑事項等は以下のとおり。

- ① 箇条2及び3の表中使用した「*」と箇条4の表に使用した「*」の意味は同一か。「*」の意味が途中で変化しているのではないか。
→ 記号を変えることにより、判り易くする旨回答した。
- ② 容器の種類を限定する文言を削除したため、製造する容器の種類に応じ、どの設備を有しなければならないかが不明確になっているのではないか。設備を有すべきか否かについて、基準を使用する側と審査する側で差異が見られることとならないか。明確に記載されている内容を削除することは、情報を減らしてしまう懸念があるのではないか。
→ 現行条文の表記では、製造品目によっては不要な設備についても保有することを義務付ける事例があり、過剰な要求となることから削除を提案した。
→ 事務局において上記意見を参考に再検討することとした。
- ③ 製造者の品質管理体制として旧JIS(1994年版)を引用している部分があるが、製造者は現行JISを採用している。不整合を生じているのではないか。
→ 容器保安規則が1994年版を引用しており、本基準単独で改訂することは困難である。
- ④ 各委員に改正案の内容を精査していただき、意見がある場合は、11月20日までに事務局あて提出していただくこととした。

4. アルミニウム合金ライナー・炭素繊維製一般複合容器の技術基準の改正について

現在分科会において改正原案を作成中であり、次回委員会から審議をお願いする予定である旨報告した。

5. 70Ma用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(仮称)の制定について

- (1) 事務局が、資料11-3-1に基づき「70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基

準(案)」に関するテクニカルレビューへの対応案について説明を行った。主な質疑事項等は以下のとおり。

① 1サイクルは66秒以下とあるが、この意味は何か。

→ 保持：60秒＋昇降圧時間：6秒の意味である。

② 定常的常温サイクル試験の「・・連続した10番目以下の組ごとに・・」の解釈について、解説で明確にすることとなった。

③ コメントNo.7の抜き取った容器が組試験で不合格となった場合、全て廃棄となるのか。

→ そのとおり。

(2) 事務局が、資料11-3-2に基づき「70MPa用圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準(案)」に関するパブリックコメントへの対応案について説明を行った。主な質疑事項等は以下のとおり。

① 各リヨウは違和感があり、漢字の使用が適正であるのであれば、各稜と記述してよいのではないか。

→ JISの記載を確認し、必要があれば修正することとした。

② パブリック・コメントNo.3については、「x.xに記載されており、現行のままとします。」との記載を加えることとした。また、全ての意見に対し資料11-3-1のように結論を記載することとした。

③ パブリック・コメントNo.7の「ご指摘のありました方法」とはなにか。

→ 質問者の意図が不明であったため質問者に確認したところ、傷深さ相当を切削するのではなく、当該厚みのCFRP層を剥離させる方法を意味されていることを確認した。

→ そうであれば、「ご指摘のありました方法」の後に、具体的な方法を記述した方が良い。

→ 具体的な方法を明記することとした。

(3) テクニカルレビュー及びパブリックコメントへの対応案については、本委員会における審議内容を反映した上で修正することを前提に、本対応案について採決を実施したところ出席委員の過半数（6名）以上の賛成（満場一致）により可決された。なお、修正内容は委員長一任となった。

6. その他

次回委員会は、平成21年12月21日13:30開始とした。場所は追って連絡することとした。

以上